

令和元年

第4回美浜町議会臨時会会議録

令和元年11月5日 開会

令和元年11月5日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和元年第4回美浜町議会臨時会会議録目次

11月5日（火曜日）第1号

議 事 日 程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び会議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会 期 の 決 定	3
承認第7号から承認第8号まで 3件一括提案説明	3
承認第7号（質疑、討論・採決）	4
承認第8号（質疑、討論・採決）	5
承認第9号（質疑、討論・採決）	6
発議第5号（提案、質疑、討論・採決）	7
閉 会	19

令和元年11月5日（火曜日）

第4回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年11月5日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第7号 専決処分事項の報告承認について
承認第8号 専決処分事項の報告承認について
承認第9号 専決処分事項の報告承認について
日程第4 発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山本辰見君 | 2番 | 鈴木美代子君 |
| 3番 | 森川元晴君 | 4番 | 石田秀夫君 |
| 5番 | 杉浦剛君 | 6番 | 廣澤毅君 |
| 7番 | 大寄暁美君 | 8番 | 中須賀敬君 |
| 9番 | 横田貴次君 | 10番 | 荒井勝彦君 |
| 11番 | 大岩靖君 | 12番 | 横田全博君 |
| 13番 | 野田増男君 | 14番 | 丸田博雅君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- | | | | |
|----------|-------|--------|--------|
| 町長 | 齋藤宏一君 | 副町長 | 永田哲弥君 |
| 教育長 | 山本敬君 | 総務部長 | 杉本康寿君 |
| 厚生部長 | 八谷充則君 | 産業建設部長 | 石川喜次君 |
| 教育部長 | 天木孝利君 | 総務課長 | 夏目勉君 |
| 秘書課長 | 中村裕之君 | 企画課長 | 磯貝尚美君 |
| 防災課長 | 小島康資君 | 税務課長 | 茶谷昇司君 |
| 住民課長 | 茶谷佳宏君 | 福祉課長 | 高橋ふじ美君 |
| 健康・子育て課長 | 宮崎典人君 | 環境課長 | 藪井幹久君 |
| 産業課長 | 三枝利博君 | 建設課長 | 鈴木学君 |
| 都市整備課長 | 宮原佳伸君 | 水道課長 | 夏目明房君 |
| 会計管理者 | 久綱勇君 | 学校教育課長 | 近藤淳広君 |
| 生涯学習課長 | 谷川雅啓君 | | |

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

- 議会事務局長 日比郁夫君 局長補佐兼議会係長 山下美幸君

[午前9時00分 開会]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

令和元年第4回美浜町議会臨時会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

朝晩かなり冷えて参りました。火の取扱いには皆様も十分気を付けていただきたいと思います。沖縄県の首里城が焼失し、白川郷では火災も発生したようです。

美浜町におきましては、昨日野間学区で総合防災訓練がありました。ほぼ全員の議員の皆様、御出席ありがとうございました。各議員それぞれの立場で、その地域を見守っていただきたいと思います。特に町民の皆様方には多数御出席していただき、改めて地域防災の大切さを痛感した次第でございます。

会議に先立ちお願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第4回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多忙中、御出席くださいます。誠にありがとうございました。

さて、本臨時会に付議させていただく案件につきましては、専決処分事項の報告承認についてを始め3件でございます。議員の皆様におかれましては、慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

会派構成員の異動に伴い、美浜町議会会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席の変更を行いました。変更した議席は、ただいま着席のとおりであります。

なお、変更した議席表は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会に、説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対して写真の撮影、録音の許可をしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 山本辰見議員、8番 中須賀敬議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 承認第7号 専決処分事項の報告承認についてから

承認第9号 専決処分事項の報告承認についてまで3件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第3、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてから、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてまで、3件について一括議題とします。

以上、3件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてははじめとして3件でございます。

早速、提案理由のご説明をいたします。

はじめに、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和元年7月17日水曜日午後5時40分頃、巡回バスが県道野間河和線を走行中、美浜町大字野間字東畠ケ61番地付近において、緊急車両が対面から近付いてきたため停車、さらに通行幅を確保するため、その際、バックをいたしました。後方確認が不十分であったため、後方で待機していた相手方所有の車両の前方部と接触する事故が発生を致しました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の全額 56万4,581円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、10月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることになっております。

次に、承認第8号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、町営住宅河和団地1号棟の污水配管の不具合により汚水が流れない事態が発生したため、早急に予算を編成し修繕する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月2日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次に、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風19号の影響により西海岸に漂着した流木、葦などの海岸漂着ゴミの撤去・処分及び被災地支援のため、早急に予算を編成する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月23日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第8号及び承認第9号の詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

[降 壇]

○総務課長（夏目 勉君）

それでは、承認第8号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、補正予算書の3ページを御覧ください。
令和元年度美浜町一般会計補正予算（専決第4号）であります。

第1条に記載されましたとおり、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ170万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億9,367万7,000円とするものでございます。

歳出内容でございますが、補正予算書14・15ページを御覧ください。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費の補正額170万4,000円は、町営住宅河和団地1号棟の污水配管の不具合により汚水が流れない事態が発生したため、緊急に工事をする必要があり、専決処分により行ったものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。12・13ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、170万4,000円を計上いたしました。

次に、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、補正予算書の3ページを御覧ください。

令和元年度美浜町一般会計補正予算（専決第5号）であります。

第1条に記載されましたとおり、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ411万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億9,779万円とするものでございます。

歳出内容でございますが、補正予算書14・15ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、9節旅費の補正額11万円及び13節委託料の補正額4,000円は、台風19号に係る被災地支援として、愛知県より栃木県に職員の派遣依頼があり、緊急に予算を編成する必要が生じたもので、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3目港湾施設災害復旧費、15節工事請負費の補正額399万9,000円は、台風19号の影響により、西海岸に流木、葦などのゴミが漂着し、これからシーズンを迎える海苔養殖への影響等を考慮し、早急に撤去・処分をする必要が生じたため、専決処分により行ったものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。12・13ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、3目災害復旧費県負担金において、流木等処理負担金として200万円を計上、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、211万3,000円を計上いたしました。

承認第8号及び承認第9号の説明は、以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

承認第7号 専決処分事項の報告承認についてから、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてまでの説明が終わりました。ここで、暫時休憩とします。

[休憩 午前 9時15分]

[再開 午前10時05分]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。森川議員。

○3番（森川元晴君）

先ほどの説明で、排水関係が1号棟で問題が生じたと説明であったと思いますが、私がいろいろ町営住宅にお住いの方にお伺いしたことなのでありますが、新しい建物にトイレが、台風の時にですね、トイレに水が溜まらずに臭いがする。また、お風呂は逆流してきて困っていると。また、外部だと思うのですけれど、南側に位置するサッシの地盤が下がっている。そのようなことを苦情を言われたわけですけれど、今回のこの排水関係と何か関係があるのか、お願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今、森川議員がおっしゃられたのは、第2団地の新しい平屋のことですね。今回、報告しておりますのは、1号棟、3階建ての1号棟の污水配管の話ですので、直接の関係は全くございません。

今、御意見のありました第2団地の不具合については、私どもに連絡が入っていないので、早急に確認いたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに、質疑はありませんか。横田議員。

○12番（横田全博君）

2点、お伺いいたします。そもそも、この原因は何だったのでしょうか。

それから、ほかの棟への影響は、ございませんでしたでしょうか。以上、2点です。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、原因ですけれど、何点かあります。

もともと、勾配が取れない状況での配管となっておりました。それに加えて、かなり以前でございますけれど、水洗トイレのタンクを節水型に変えたこともあって、流す水が以前より減っておるといってもあって、流れることは流れるのですけれど、月に1度くらい、溜まってきちゃうということもあわせて、その都度住民の方と職員で水を流して対応しておったのですけれど、さすがに何とか対応できないかということで、いろいろ現場も調査しまして、ルートをちょっと変更するというような工事をすることにいたしました。

それで、ほかの棟への影響につきましてはございません。1号棟は1号棟で集めて本管へ行っていますので、ほかの棟への影響はございません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより、承認第8号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。
次に、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより、承認第9号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例についてを議題

とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 横田貴次議員、説明願います。

[9番 横田貴次議員 登壇]

○9番（横田貴次君）

それでは、発議第5号、美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例について。

上記議案を美浜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和元年11月5日 提出。代表提出者、美浜町議会議員、横田貴次。提出者、美浜町議会議員、廣澤毅議員、同じく、大寄暁美議員、中須賀敬議員、荒井勝彦議員、横田全博議員、野田増男議員、丸田博雅議員、以上、8名による発議であります。

提案理由を述べます。この案を提出するのは、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すため、本条例を制定する必要があるからであります。

齋藤町長は、本年4月に行われました統一地方選挙において、陸上競技場を含む運動公園整備事業の中止を公約に掲げ、当選されました。

しかしながら、就任から半年以上が経過してもいまだに公約を実行しないので、土地造成事業から先の事業は、休止状態になっています。国から交付金を受け推進する事業の休止・中断は、違法と判断される恐れがある状況にも関わらず、行政運営を停滞させていると言えるでしょう。

中止を望む町民からも、継続を望む町民からも、陸上競技場を含む運動公園整備事業がこの先どうなるのか、とても心配されており、方針を明確に示さない町長に対して、いらだちの声さえ聞き及んでいます。議員や町職員だけでなく、町民の皆さんも、「本事業が、公約どおり中止となるのか、または継続となるのか。」と、不安に思われている現れだと受け取っています。

私たちチャレンジMIHAMAは、9月定例会の最終日に、半年以上の貴重な時間が費やされながら、いまだに決断しない町長の政治姿勢を正すため「辞職勧告」の決議も行いましたが、その後、齋藤町長は「晴天のへきれきだ。」と申し開き、御自身の進退についても、なんら表明も行っておりません。

齋藤町長は、当議会や町職員・関係諸団体の進言にも耳を貸さず、いたずらに時間を引き伸ばすだけで、行政運営は一向に前には進んでいない現状であります。事業を中止した場合のリスクに関しても、国や県の見解が明確になりながら、いまだにその内容について町民への説明もしていないのが現状であります。

11月に入り、とうとう来年度予算の編成時期を迎えています。事業中止に伴い、国から借りた借入金の返済に併せて、これまで受けた国の交付金については、交付日まで遡り約11%の利子を加算し、一括返済を余儀なくされることから、事業を何も行いもしないのに町の財政調整基金がなくなるほど、町の財政運営が一気に傾き、町職員や議員の給料の見直しをはじめ、町単独で行っている町民への行政サービス事業の見直しに至るなど、過去に経験したことのない、大変厳しい予算編成を強いられると予想されます。

齋藤町長は、事業中止のリスクを承知の上で、中止を公約に掲げ当選されたと、議会において公言されています。

また、ほかの会派には、「事業中止のリスクの負担は当たりまえだ。」と公言される議員もいらっしゃいますが、私たちチャレンジMIHAMAは、中止した場合のリスクがこれ程大変厳しいものだと、知り得ませんでした。

齋藤町長にとって、陸上競技場のある運動公園整備事業を「継続」すれば公約違反となり、「公約どおり中止」すれば、町財政破綻の危機に追い込まれてしまうという、まさに苦渋の選択を迫られていると拝察しております。

齋藤町長は、統一地方選挙の結果を背景に、議会の「議決」を軽んじておりますが、事実として、議会はこの事業を承認し、「議決」という決断を既に下して参りました。

議会の「議決」を否定するということは、議会制民主主義の制度のもとに認められている「議会の権限」自体を、否定しているということであり、議会の存在意義すら不要であると言われていたのと同様です。

議会は、町長が誤った判断をしようとする時に、それを止める最後のとりででもあります。

齋藤町長は、「町民に住民投票で直接その民意を問えばいい。」と、6月議会や9月議会でも公言されてきました。臆することなく、自信をもって御自身の「公約である中止」を町民に問えば、結果はおのずと出ると信じております。その結果、町の将来がどうなるかも、首長として責任を負うべきであると考えます。

齋藤町長には、首長として、事業を中止した場合のリスクも含め、早急にきちんと町民への説明責任を果たしてもらい、事業継続の是非について、住民投票で民意を問うことにより、真の町民の総意を確認し、早期に決着をつけるべきだと確信し、本議案の提案に至りました。

美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例について、皆さんの御賛同を心からお願い申し上げます、提案者の説明と代えさせていただきます。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより代表提案者に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山本辰見君）

日本共産党議員団の1番、山本辰見です。提出者の方にお尋ねします。10項目ありますので、1人3回までしか質問できませんので、まとめて質問させていただきます。中身全体についていくつか、いくつかというか課題がありますので、順次質問します。

1点目は、第10条に、投票の記載事項について、投票の仕方について表記があります。「陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続する」または「中止する」、この2点に絞っておりますけれども、先ほど提案にありましたように、町長の考え方はそうでありましたけれど、美浜町はまだ正式に中止をする表明をしていない今日の段階で、この方法での投票では、町民は正確な判断ができません。そういう理由から、今回の住民投票の実施に当たっては、日本共産党議員団としては反対であります。なぜ、強引にこの方式をとるのでしょうか。

2点目は、同様に、投票の記載事項について、継続するとした条件の中に、町民の皆さんがずっと心配してきた毎年の維持管理費、あるいは5年ごとの公認公式認定競技場の認定の更新にあたっては、当然維持管理費の割増し分があります。もう1点は、運営管理にあたるスタッフの人件費のことが、全くうたわれておりません。これでは同様に、町民の皆さんは正しい判断を下すことができませんが、条例の提案者としてどのようにこの項目について、責任を取られるのでしょうか。

3点目は、第15条に「情報の提供」とあります。町長は、町民が適切な情報に基づいて判断できるように、情報を提供するものとなっておりますけれども、この情報についても、先ほどの第10条と同様に今の段階では正確な情報が提供できない。町民に対して情報を提供できない段階でのこの取り組み、なぜ強引に進めるのでしょうか。

4点目は、条文には住民投票条例にあたっての必要経費について条項はありません。どのくらいかかると提案者は読んでいるのでしょうか。これは4月に行われた町長選挙の際、これと同様の、同じではありません。選挙と住民投票ですから全く同じではありませんが、同じような意味合いの審判が下されました。もう結論は出ているわけです。まだ半年しか経っていないこの今日の段階で、同じような内容を問う条例制定は、私は率直にいくらかかるかというのでいいますと、1,000万円近い経費がかかるのではないかと。こういう税金を使ってのこの運動、無駄遣いそのものであると考えます。町民にどう説明できるのでしょうか。

5点目は、条例案の提案者の皆さんは、4月に行われました町議会議員選挙、一斉地方選挙のですね、町議会議員選挙の際には、この陸上競技場の問題について、選挙公報には全く触れておりません。私はここにしっかり資料も持っています。何回も読み返しましたが、陸上競技場を進めるべきだという立場をほとんどの方は発言しておりません。私たち日本共産党と何人かの候補者は、賛成・反対含めてしっかり表明してきました。そして、先ほどもありましたように町長選挙ではしっかりそのことをうたって、継続をするべきではないという新しい町長が誕生したわけです。

そういう皆さんが選挙公報に触れていなかった、このことは10月に行われた提案者の方々の独自の説明会というのがありましたけれど、その場で参加者の皆さんに対して、住民の皆さんに選挙の時に訴えなかったことをお認めになって謝罪をしました。謝って済む問題ではありません。なぜ今頃になって、というか今さら必要な経費、税金を使って同じことをするのでしょうか。

6点目は、この条例案を準備するにあたり、町幹部に対してどのような説明を求め、打ち合わせ、合意を得ているのでしょうか。

7点目は、同じようにこの条例案を準備するにあたって、ほかの市町村で既に来上がっている条例を、どのように研究・検討して準備されたのか、説明願います。

8点目は、第17条に住民投票の成立要件等とあります。投票が、有権者の過半数に満たない場合は、成立しない。その場合は、開票作業を行わないというような中身であります。住民投票は、私たちは今回、本来賛成じゃないと言いましたけれども、住民投票は町長や議会が住民の意見を聞きたいという、そういう意思決定のもとに実施するものであり、少数の意見であっても住民の意見は、例え少数の意見としてでも確認すべきであります。

また、開票結果には、法的な拘束力がないことが、この住民投票条例でありますので、町長や議会が少数の意見に拘束される恐れは全くありません。投票率が有権者の過半数に満たない場合であっても、多くの自治体で実施しているような開票作業を行い、その意向・意見を尊重すべきと考えます。

それなのに、住民投票の成立要件では、なぜ過半数を超えない場合、開票作業は行わないとしたのか。50%未満の投票率であれば、投票の結果は無視すべきということでしょうか。

9点目は、実はほかの市町の条例の中には、投票の成立要件そのものを設定していないところもあります。後で紹介しますが、そのことは研究、あるいは検討されましたでしょうか。それと、この成立要件を設定していないという立場について、どう理解して捉えているのでしょうか。

最後、10点目ですけれども、第3条に住民投票の執行は町長が行うとあります。しかし、これは当然、そうありますが、今回の条例の提案者は、議会の一部会派からの提案であります。事前にこの議会を準備するにあたった議会運営委員会での提案者の説明では、投票が成立しなかった場合は、これは住民の関心が低いのだという趣旨の説明を行いましたけれども、そういう立場で条例を強行するのでしょうか。

さらに、提案者として、投票を成立させるための行動とかその責任を、どう捉えているのかお聞きします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。横田議員。

○9番（横田貴次君）

10項の質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1の質問、条例内の第10条、投票用紙の記載の内容につきましてでありますけれども、こちらに関しては、投票用紙の内容につきましては、この条例の内容に従って規則で進めていただけるものと、私どもは考えておりますので、そのように条例でうたわせていただいております。

そして第2問目、継続した場合の維持管理、また5年に1度の登録費用についてのご質問をいただきました。

また、スタッフの人件費についても御質問をいただきました。こちらの例については、昨今、出前講座ということで町職員が各区へ出向いて説明会を行っている。すべて、私も参加させていただきました。経費についてうたっていないと言いますが、選挙前から一般的に年間の経費は2,000万円かかるであろうという情報は示されておりますし、5年に1回の規格審査に係る費用につきましても、町側から「10年は大丈夫であろう。」と。「それ以降については、さまざま補助金も利用しながら、行っていく。」ということで説明を受けておりますので、そちらを町民の皆様も十分参考にさせていただけるものと、私どもでは考えております。

そして、人件費、スタッフに関しましても、同じくでございます。現状の比較・検討する中で、町の総合体育館の人件費、またそういったものを比較して説明会でうたわれておりますので、この場で私も細かい数字を持ち合わせており

ませんが、そのように町から正確な説明がなされているものと、私どもは理解しております。

3番目、第15条の情報の提供についてでございますが、町側の事業の説明の姿勢に関する項だと私も思っておりますけれども、本事業につきましては、町側から提案を受け進めてきた事業でございますので、もちろん町長も含め町職員の皆さんがこの事業の内容を、町民に提供するものに関しては、正確な情報を提供すべき、至極当たり前のことを書いてあると、私は思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思います。

また、この条例については、私ども全国の条例を参考にさせていただきましたが、一般的な条文であると理解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

4番目の必要経費についての御質問でございますが、条例内を見ていただきますと、本町の町長選挙に準ずるということで条文にうたってありますので、議員おっしゃられたとおり、私どもの調べではおよそ1,000万円位の経費が掛かるのではないかと、予想はさせていただいております。

続いて5番目の質問、前回の辞職勧告決議のときにも、この質問をいただきました。私どものチャレンジMIHAMAの説明会にもお出向きをいただきまして、その内容にも触れられておられますが、基本的に町議会議員選挙において選挙公報に書く内容については、各議員の立候補に対する姿勢でございますので、この場においてその内容についてですね、書いてないから言っはいけないとか、そんなことは私ども考えていませんし、選挙公報に書くことすべて、議員として行動することすべてそこに書こうと思うと書ききれない。相対的にどのようなまちにしていこうかということ、私自身は記させていただきましたので、ほかの8名の議員さん、私を除いた7名の議員さんが、どのように立候補の姿勢を正したかということについては、この場で私は申し上げることではないので控えさせていただきますと思います。

[※会派「チャレンジMIHAMA」は所属9名ですが、議長を除く8名で議案を提出しています。]

そして6番目、町幹部とのどのような打ち合わせをしたかという御質問であったかと思いますが、基本的に私どもこの条例の提案について町幹部の皆様と折衝したことは一切ございません。我々議員では、なかなかこの条例をしたためるのは知識不足でありますので、議会事務局を通じて条例としての体裁を整えていただいた程度が、私どもと町側の職員とのやり取りでございます。

7番目の他の市町村との比較について、比較したのかということで…他の市町村との比較でよかったですね。一人でメモを取っておるものですから、追いつかなくて。

[質問議員と確認]

○9番（横田貴次君）

一応、全国にある条例を参考にはさせていただいておりますが、一番参考にさせていただいたのは、本町が以前行なった住民投票、市町村合併に関わる住民投票、南セントレア市ですかね、そちらの条例を大変参考にさせていただいております。そのようなお答えでよろしいでしょうか。

あと、8番の成立要件50%についての御質問と、9番がですね、制定していない市町村もあるということで、これは同様な趣旨の質問かなと思いますので、あわせてお答えをさせていただきますが、第一に私たちが考えましたのは、町民の皆様の声聞くということで賛否を問うのであれば、基本的に有権者50%以上の民意を参考にしなければならないというのが、これは底辺でございます。ですので、成立要件を設けさせていただきました。もちろん他の市町村も比較して、要件を設けていない市町村もありますが、全国的に見てほぼ9割の自治体が提案している住民投票条例については、この50%以下は開票しないという調査もなされておりますので、やはりこれだけの経費をかけて民意を確認するのであれば、最低限50%の投票率はクリアし、それで賛否を決するのが、この「民意を問う」という趣旨で私どもは合うと判断して、50%以上の投票要件を選択させていただいております。

第10番がですね、私ども一部の会派の提案であり、住民の関心が低いとか、議会運営委員会での議論のことをおっしゃられましたが、先ほどの50%の成立要件と同じかなと思います。私たちが発した言葉で、「住民の関心が低い。」だとかということに関しては、もちろん昨今の投票率もそうなのですが、50%以下もっと低いのであれば、やはり関心

が低いのかと受け取らざるを得ないということから、恐らく議会運営委員会での発言をしたものと私は思っておりますが、これでご理解いただけるかわかりませんが、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

○1番（山本辰見君）

1番の投票の記載のところで、私は記載の方法を聞いただけではありません。何を聞いたかといいますと、まだ美浜町が、これは3番の15条の情報の提供も兼ねますので、併せてお答えいただきたい。美浜町がまだ正式に中止をするという表明をしていない今日の段階で、投票することはどうなのか。そのことは、片方が継続をする、片方は陸上競技場を含む運動公園整備事業を中止する。この2つになっています。片方が町の提案というか考え方なのかはまだ明確になっていない方法で住民に条例を勧めるということはどうなのですかということに、そこに全く答えがありませんでした。

それと、情報提供、当然これまで進めてきた45億円かかる事業の情報提供。これはもう資料がありますからします。それに対して、町長がこれから判断するであろう、中止する、見直しする、その中身が提示されていない中で、正確な情報はできないのですが、そのことについてどう考えているのか今説明がありませんでした。もう1点は、最後の開票の成立要件の多くが過半数に満たない場合は成立しない、これは一定の理解はできます。しかし、次のところで投票の成立要件を制定しない所もあるということでしたが、例え過半数に満たない場合であっても、住民の意見をどうとらえるか、当然、投票率が50%行った場合で、賛成・反対だけではなくA案が多かったのかB案が多かったのか、ただしその中身が成立しない45%、40%であってもそのことをきちっと評価する、当然評価する基準は違います、成立した場合、成立してない場合の。議会あるいは町長が評価する中身は違いますから当然違っていいと思うのです。そのことを聞きましたけどいかがでしょうか。

○9番（横田貴次君）

2つ目の質問のことでもう一回お願いします。

まず、1つ目の質問ですけれども、まだ美浜町が中止を表明していないにも関わらず、どうしてこう言う聞き方をするのかということなのですが、私たちといたしましては、なかなか町が提案理由でも説明したとおり、町が明確な方向を示さないのであれば、もう一度民意を問うほうがよろしいのではないかとということで、条例の提案に至っておりますので、御理解をいただきたいと思います。3番目の質問を先にします。50%の成立要件なのですが、一定の御理解を示していただけたと私も理解しましたので、これは私どものやはり提案者側で判断したことでありますので、やはり、民意を調査するためのものではなくて、事を決するための条例をお願いしていますので、そのように御理解をいただければと思います。それで、2つ目の質問について山本議員もう一度お願いします。

○1番（山本辰見君）

3点目というのはどの項目のことですか。

○9番（横田貴次君）

2つ目の質問に関して私のメモが追いつかなかったからですから。それをちょっとお伺いしております。

○1番（山本辰見君）

私が最初に聞いた第10条の記載事項と情報の提供のところでしたでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、情報提供のことです。

○1番（山本辰見君）

再度、3回目ですので絞って質問します。情報提供ができないというのは、第10条で投票の記載事項についてAかBかという表示の中にBのほうは、A、Bとは名前は付いていませんが、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を中止するという事になっているけれども、そのことを町としてまだ正式に表明していない中での情報の正確な提供は出来ないということを指摘しましたが、そのことについて町の側が情報提供しなければならないこの項目が一般的には

そうでありまして、今の段階ではできないということを指摘しましたが、そのことをどう捉えているかということでございます。

それからもう一点、私は成立要件が過半数ということにこだわったのではなくて、むしろその後の開票作業を行わないということのほうに大きな意味があるのではないかと。先ほどの過半数に満たない場合は関心が低いのだと、今一般的な選挙では50%行かない選挙が本当に多くなってきています。残念ながらこの美浜町でも町長選挙、町議会議員選挙でも、まだ美浜町、南知多町は高い方ですけども、それでも6割か5割、5割ちょっと超える程度です。その時に例えば過半数行かないからもうこれは住民の関心が低いのだという形で片付けていいのかということだと、そこは全く違うのではないかと。このことを思うわけです。

もう一つ最後に、10項目で質問させていただいたことに、あまり正確な答えがなかったと思いますのでもう一度確認しますが、当然、投票そのものが選挙管理委員会に委託して町が執行します。例えそうであっても、投票率の問題は提案した側は当然50%を超えた形にするということ、提案者としてはどういう考えをあるいは行動、責任をとるのかということについて、答えがありませんでした。そこをもう一度お願いします。

○9番（横田貴次君）

まず、たぶん私が最初聞いた再質問の2つ目のご質問でいただいていたのは、現状の情報が提供できないのに、なぜこのような15条について欲を求めたのかというような趣旨で受け止めましたが、現状ある情報については、私は十分出ているかと思えます。中止としたときのリスクも明確になってきていますし、もちろん事業継続していく予算計画はですね、起債の返済方法とかは、この議会において全て議決をしておりますので、情報的には私はテーブルの上には全て乗っているのではないかと。このように理解しております。あと1点、一番最後の、提案者として50%を超える投票率を確保するためにはどうしたらいいのかということを考えておられるかというように質問を受け止めましたが、私どもも絶え間なくこの住民投票への参加を促していきましますし、各地で説明会などをさせていただきます。ですので、より多くの地域に出向いて皆様にこの事業の正確な情報をお伝えをさせていただく中で、まずやはり投票行動に自分が行かねばというような使命感を町民の皆様に持っていただけるように、特に今までの投票率の細かい情報を見ますと、特に若い世代の皆様がなかなか選挙に参加しないというような数字も出ておりますので、やはり将来の夢について関わる投票でございまして、特に18歳から20代、30代の若い世代に強く訴えかけていきたいとチャレンジMIHAMAでは考えています。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

今の代表者からの答弁の中に、50%未満のものは開票しないと言われましたけれども、私は少数意見の留保という言葉をご存じでしょうか。これは議会制民主主義の中でうたわれている少数意見を尊重しなければならないという言葉です。それで、その中に民意かあるという言葉です。だから、私は開票を50%未満でも開票しなければならないと、民意を探るためには開票しなければならないと考えています。そこはもう一度検討すべきではないでしょうか。

○9番（横田貴次君）

私も存じております。少数派意見の意見を尊重するその大切さというものは、やはり、私も理解をしているつもりですが、議員がおっしゃられた民意を探るということで恐らくおっしゃっておられると思いますが、これは事業の左右を決する投票でございまして、あえて私どもは50%に満たないものは開票しないという条例の内容にさせていただきました。

○議長（大岩 靖君）

ほかにありませんか。

○2番（鈴木美代子君）

私は50%未満でも開票してその票の中身の行方をやはり考えるべきであって、50%未満だったら開票しないとそうい

うふうに切ってしまう方がいいと思いますがいかがですか。

○9番（横田貴次君）

鈴木議員の考え方にも一定の理解は私も持っておりますが、今回は大変大きな事業を決する住民投票、事業の是非を問う住民投票でありますし、先ほどご質問にもありました1,000万円もの経費を頂戴して行う投票でございますので、必要最低限の経費またそれに照らし合わされた民意を確定する作業でもありますので、私どもではこれを再考する余地もございませんし、ここに上程に至るまでにやはり侃々諤々とした議論の中でこの条例を提案させていますので、この場に及んで協議の余地はないというふうに思っておりますのでお願いしたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。杉浦議員。

○5番（杉浦 剛君）

ただ今の質問と重複しますが、私もこの住民投票条例がもし可決し施行されるのならば、1,000万円のお金と住民投票に至るまでの膨大なエネルギーをかけた選挙運動を、住民に説明して結果を求めるわけです。第1条で町民の民意を明らかにするということをやっておりますので、私は50%未満では成立はしないということはその通りだと思いますが、やはり民意を明らかにして、そして参考にすべきだというふうに思っています。このことについて再度おたずねします。

○9番（横田貴次君）

何度も申し上げますけど、私どもも町民の皆様がどう考えるものかというような価値観で住民投票条例を提案しておりませんので、あくまでこの先どのように決するかというものを、決するための提案をさせていただいておりますので、同僚議員の皆さんも50%要件というのは、一定の御理解を示していただいのであれば、何卒御賛同いただきたいと、それが私どもの姿勢・スタンスでございますので、それに50%以下でも開票すべきかということに関しては、提案者の私どもとしては、しないという決断でここに載っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○5番（杉浦 剛君）

ここに至るまでに、議会運営委員会でいろいろとそのことについても議論してまいりました。提案者の横田議員におかれましては、50%を切った場合はこの住民投票は無効であると開票はしないと、そこで最後に生かされるのは議決なのだということを強調されてきました。しかし、例え40%であれ45%であれ、やはり今現在の民意というものは尊重されるべきだと思います。一人ひとりが本当に投票に行くのです。統一地方選と同じようにこれは期日前投票もされ、当日は12時間くらいかけて各投票所を設けて、そして職員の方々、民生委員の方々もみんな行かれて莫大な費用をかけて民意を問うわけですから、やはり一人ひとり投票に行かれた住民の方々に私の投票がどうなったのか知りたいと思っております。このような情報開示は今の時代必要ではないでしょうか。これを提出された方々の再考を一度促したいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

質問内容がちょっと分かりづらいのですが。

○5番（杉浦 剛君）

ここに書いてある第17条の最後に成立しないものとし、この場合において開票作業そのものを行わないということをしてぜひ見直しておくべきではないかということです。

○9番（横田貴次君）

大変申し上げにくいことを申し上げなければなりません、私どもは協議の場で提出している訳ではございませんので、最大限私どもの考え方も説明をさせていただきましたし、なお、これを検討せよと検討する用意があるかという質問については、私たちは決してこの議会に上程させていただいておりますので、検討の余地は今持ち合わせておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。石田議員。

○4番（石田秀夫君）

この住民投票にいくらかかるのかが私の一つの質問だったのですが、今1,000万円というお答えだったのですけれども、1,000万円で済むのかという一つの疑問もございます。そういったところをどう捉えているのかということがまず1点。今回の条例は何を参考にされたのかということが、改めてもう一度説明をお願いいたします。それと10月になって美浜町運動公園整備に伴う経済効果算出業務委託報告書というのが配布されましたが、それを検討した上でメリット・デメリットをもっと検討すべきことだと考えておりますが、それをどう判断し住民投票を発議されたのかということが、3点目。なぜこの時期に進めるのかということをお伺いしたいと思います。

○9番（横田貴次君）

まず、一つ目の質問で、選挙費用にかかることですが、私どもは細かい計算はできません。ですので、この条例がもし可決していただけるのであれば、今後はやはり町執行部側の運営について住民投票の条例に従い執行していただくことになると思いますので、それに関わる経費計算も私どもができるはずもあろうございませぬので、およそ今までの町長選挙の数字を参考にすれば、1,000万円位というような数字を把握している程度でありますので、これを超える、これを超えないという判断は、私ども現状では持ち合わせてございませぬのでご理解をいただきたいと思ひます。2点目の条例は何を参考にしたのかですが、先にも申し上げましたが、まず、第一に本町が随分前に行いました市町村合併に係わる住民投票条例を参考にさせていただきました。時節も変わっておりますのでその辺は修正させていただいておりますけれども、それを根幹として全国の住民投票条例にどのようなものがあるかを調査研究してこの上程に至っております。一番参考にしましたのは本町の市町村合併、南セントレア市でしょうか。あちらの是非かを決する条例を参考にさせていただきました。3番目ですが、過日議員各位にお配りをした経済効果の資料のことはおっしゃられているのではないかと思ひますが、各行政の出前講座で行ったこの運動公園に関する説明会において、担当の職員の皆様からこのような数字が出ておりますという説明を出前に伺った各区で行っております。その結果は私ども聞いていたましたが、何を根拠にされているのかということで、これはチャレンジMIHAMAからと言っておいた方がよいのか私のほうから行政側に資料請求をしてご提出をいただいた資料でございます。ですので、運動公園事業の特別委員会も設けてございませぬので、その委員会の構成員だけでなく全議員にお配りするものであるという判断で皆さんにお配りさせていただいております。ですので、この経済効果に関しては、町がしっかりと各行政機関を使って調査した数字でございますので、私どもは今参考にさせていただく資料として大変重要に思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。そして最後、なぜこの時期に上程を行ったかという質問であったかと思ひますが、提案理由の説明においても、中止をすると言いながらもう半年もたっております。なぜこの時期だと言われるよりも遅すぎたと思ひているところがございます。9月に行った辞職勧告決議もしかり今回もしかりなのですが、早く事業の方向性を決して安心な町財政運営をまた町政運営を早く取り戻したいという一心でございますので、特にこの時期を選んだということはありません。今でも遅すぎたのかと反省をしている次第でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（石田秀夫君）

今、3番目回答をいただきましたが、経済効果における議員同士、特別委員会でも別にいいのですが、この配布された内容についてメリット・デメリットを今年の3月に出ていましたが、もっと早く町行政側が出すべきものだったというのは言えることですが、メリット・デメリットをもっと検討したのか、すべきものだと考えるのですが、その時それをどう判断して住民投票を発議されたのかということです。お答えを願ひます。

○9番（横田貴次君）

どう判断したというのは非常に難しいのですが、純粹に町執行部側が持つ経済効果に対する資料を私どもは頂いたものだというふうには思ひますし、あえて言うならば齋藤町長はこの計画についても見込みが甘いということをおっしゃ

っておられるわけで、廣澤議員の一般質問であったかと思いますがどういう数字をもって甘いといっておられるのかということに関しても明確な答弁も返していただいております。私どもには。ですから、この数字の信頼性をどうかということの前に、私はやはり行政の職員の皆さんが適切な機関を通じてこの経済効果、直接町費にかかる経済効果の数字というものを調べられたのだと思っております。それが本当にジュース1本120円見積りだとかということをおもうかがっていますので、そういった面では本当にこの美浜町においてこの直接消費の見込みというものは大変厳しい見込みをしっかりとたてられていると私自身は考えていますので、現段階で甘いとか正確な数字はこの数字しか出ていませんので私達の目の前に、その数字を信頼して協議する前にこの数字をしっかりと読み込んでこのような状況でこのような直接消費を見込んでいるのだということ理解した上で、先日議員各位に配布をした次第であります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論はありませんか。

○3番（森川元晴君）

発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例について、希望の輪を代表して反対の立場で討論とさせていただきます。

4月の改選、町長選にて事業中止の公約を上げた方が、事業推進候補を破り当選しました。私ども議会も新しい体制のもと、改めて民意を尊重し45億円を超える運動公園整備事業についての見直し検討を住民、町民から再度求められていることは、大変議会として議員として重く受け止めることであり、大変時間のかかる難題を議会で作ってしまったと思っております。4月の選挙、僅差とはいえ数の論理です。それが今回の選挙の結果であり事実であります。改選後、6月、9月とまだ2回の定例会の開催であります。この事業に関して、今回のこの提案に至るまでの経緯と、特に9月の定例会に関しての質疑、議決を含め議会の進め方は、とても多くの町民の皆様に理解を得る議会とは思えません。

多くの議員がこの事業に関して、様々な角度での質疑等がされてきましたが、9月、先ほども話がありましたが、整備された場合の経済効果等の質疑に対して、初めて正式な本会議の場で答弁がありました。すでに使ってしまった交付金の返還等の問題は、難題中の難題であります。また、大学との関係、将来を見据えての施設の必要性、都市計画税の納税者、町民のメリット・デメリット等を改めて議論し検討していくのが議会であり、町民の代弁者である議員の責務であり本来の姿であると考えております。この問題が、たかが改選後トップが変わり2回の定例会、まだ半年足らずで結論が出る問題ではないことがこの事業に関心のある住民ならだれでも分かり理解をしています。そのような状況の中で、9月の定例会最終日には、時期早々で大変乱暴な対応と思われる町長辞職勧告決議案が、多数派会派により可決され住民への理解どころか、更に住民の不安をあおり、混乱を招いた議会の進め方は、もはや議会は議論をする場ではなく、憤りさえ感じております。

また、突如招集をかけられました10月25日の臨時全員協議会にて、改めて国、県との協議内容、町長の方針、町とし

ての進め方について3点の報告がされました。もちろん賛否はありますが、まだついこの間の出来事の報告であります。何が言いたいかというと、それだけやはりこの問題は国、県等々の協議は難しいということであると感じております。

また10月の初旬頃、先ほども言いましたが、議員から以前より提出要望していた運動公園整備に伴う経済効果の資料が、この時期に初めて提出をされました。先ほど石田議員のほうからも言われましたが、前の町長が改選前選挙前の3月頃に急遽作った資料ではないかと推測しておりますが、率直な感想を述べさせていただきますと、この内容を基準に経済効果を見込んでいるのであれば、議会で町長が述べられるように、大変甘い算出であると改めて感じると思うと同時に、私個人の意見ではなく多くの町民の皆様に見ていただき意見を聞きたいと感じております。また、このような資料であれば、これはいくらかかったのか分かりませんが、美浜町の現状をよく把握されている職員の皆さんが集結して作ったもののほうが、よほど説得力があるとも感じております。

さて、今回提出された議案の条例案に示されている第15条の情報の提供ですが、先ほどからも出ていますことを踏まえて、本当にこれは大切ないいことが書いてあると思います。町民が適切な情報に基づいて判断できるようにと書いてあります。これは大切なことだと思います。それに加えて将来を見据えた財政状況、今町が抱えている多くの難題、課題等もしっかりと町民に伝え、できるだけ多くの町民が投票に行っていたりするような体制作り、住民投票を執行しなければ、それこそ無駄な時間と予算を使うだけで、町民には何もメリットはないと感じております。結論を言いますと時期早々であり、ただ住民に難題を押し付け、ゆだねる前に私たち議会としてしっかりと議論を深め、町民に極力負担、迷惑を掛けず落としどころを見つけるところが私たち議会の責務と考え、現時点での条例制定に関して反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ないようですので、ほかに反対討論はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例について、反対の立場で討論いたします。

4月の町長選挙の結果を、私たちは町民の意思表示だと考えております。更なる住民投票に私たちは反対です。45億円の事業は、例え国・県からの補助があっても美浜町のこのような小さな町では20年間借金漬けになってしまい、その他の経費を考へても町がやっていけません。こんなことを町民は望んでいません。さらに毎年2,000万円強の維持管理費、また、他に人件費もあります。5年ごとの認定更新のための割増金もどうするのですか。美浜町は小さな町です。財政は豊かではありません。知多市では8,000万円以上の割増金がかかったと言われていました。大変な額です。町民はそれなりに小さな町なら小さな公園を造って自分たちがくつろげる広場を望んでいます。住民投票条例の提案者のチャレンジMIHAMAのビラを読んで、町民はびっくりしたそうです。住民サービスがことごとくダメになってしまうのではないかと心配になりました。でも、町長からそんなことはしない、どんなことがあっても町が借金してでも住民サービスは打ち切らないと聞いて安心しました。私にこう切実に訴えられてきました。消費税増税となり、町民はこれ以上に負担はご免ですと訴えています。借金を20年も払い続けていく陸上競技場はいりません。無理して造っても、この先負の遺産となる可能性が大です。だれが責任を取るのでしょうか。都市計画税を払っている市街化区域の町民の皆さんは、自分たちは陸上競技場を使えないのに、これからこれらの負担ばかり、絶対に許せない。20年間の借金返済の原資はこの人たちの都市計画税です。都市計画税を払っていく町民が怒っているのです。この地域の都市計画区域の町民が、町民のお母さんが泣いて訴えました。本当に都市計画税を払っていけない。そう言っていました。払っている住民が怒っています。消費税が10%になって、増税倒産が増えているそうです。このような中で美浜町の活性化は、果たしてできるのか疑問です。

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、議案に対する賛成反対の場です。

○2番（鈴木美代子君）

はい、もう終わりです。私は1,000万円かかる住民投票条例は、反対です。税金の無駄遣いと言えないでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

次に賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

他に討論はありませんか。

○1番（山本辰見君）

日本共産党議員団の、山本辰見です。

発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例について、反対の立場で討論します。

私は先ほどの質問でもいくつか問題点を指摘してきましたけれども、率直にそれに対するまともな回答を得られませんでした。1点目が10条の投票の記載事項について、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を、継続（陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続）又は中止として（陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を中止）この2点に絞っていますが、美浜町はまだ正式に中止するとは表明していません。この段階でのこの方法での投票では、町民が正確な判断をできません。そういう理由から今回の住民投票条例の実施に当たって日本共産党議員団としては反対であります。同様に、継続するとした条件の中に町民が心配している毎年の維持管理費、これについては資料が出ました。2,000万円とありましたけれども、それとは別に5年ごとの公認競技場認定の更新に当たっての維持管理費の割増し分、また運営管理に当たるスタッフの人件費が除かれております。（人件費は除く）と書いてあればまだ許せますが、意識的に外したのか判断しかねますけど、これでは正しい判断を下すことはできません。条例の提案者としてこのことをどう責任を取れるのでしょうか。また、第15条では町長は住民投票の適切な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報を提供するという条項になっておりますけど、今の段階では情報を提供できない。私たちはこの問題が起きる寸前です、臨時議会への提案があった10月31日の前の日に、きちっと町長に申し入れをしてしっかり情報を提供してくださいと、絞ったこれで行くのだ、このことについて、提案者の方たちは10月25日の町が国や県と交渉した後の報告があった後で、どういうことをしていたのかちょっと私たちには伝わってきませんでした。町民に対して情報提供できないのに、なぜそれを強引に進めるのか、提案者はこのことについて責任を取れるのでしょうか。4月に行われた町長選挙の際に同様の内容で陸上競技場の建設を継続するのか、あるいは見直しするのかを中心課題として問われて審判が下されました。結論が出て決着済みの課題であります。質問でも指摘しましたように、まだそれから半年しかたっておりません。その今日の段階で同じことを問う今度の条例制定については、1,000万円かかると言われました経費は税金の無駄使いであります。条例案の提案者の皆さんは、4月に行われた町議会選挙の際はこの陸上競技場の問題について選挙公報に全く触れませんでした。大きな課題であります。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、これは質疑ですか。

○1番（山本辰見君）

質疑ではありません。しっかり討論として原稿を作ってきましたのでお願いいたします。

町民の皆さんに訴えなかったことを自分たちの説明会でお認めになり謝罪もしました。今更謝って済むことではありません。なぜ今ごろになって経費をかけて税金を使って同じようなことをするのでしょうか。条例制定の準備に当たり、他の市町村で出来上がっている条例をどのように検討研究したのか。これについてもほとんど答弁がありませんでした。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、議案に対する賛成反対の主旨ですか。

○1番（山本辰見君）

そうです。反対の討論で項目を指摘して反対の討論をしていますから、少し時間をください。

例えば、第17条住民投票の成立要件のところですけども、住民投票は町長や議会が住民の意見を聞きたいという意思決定の下で実施するものであって、少数の意見であっても住民の意見は、例え少数意見といえども確認すべきであります。また、開票結果については、公的拘束力がないことは、提案者の方もご存じだと思いますが、町長や議会が例え過半数行かない場合であっても、この少数の意見に拘束される恐れは全くありません。投票率が有権者の過半数に満たない場合であっても、多くの自治体で実施しているように開票作業を行いその意向を尊重すべきと考えます。具体的にはこういう自治体がそれを実施しております。北海道の北広島市、同じく北見市、岩手県の宮古市、同じく奥州市、埼玉県の三郷市、群馬県の桐生市、それからこの知多郡でも東浦町の条例がこの開票作業を行うと決めています。それなのに住民投票の成立要件等で過半数を超えない場合、開票作業を行わないとしたのか、50%未満の投票率であれば、投票の結果は無視すべしということではないのでしょうか。住民の意見を聞く必要があるとの理由で提案された住民投票条例を考えているのに成立を拒もうとするような姿勢に問題はないのでしょうか。もう一点、他の市町の条例の中には投票の成立条件をしないというところがあります。具体的には調べましたが、北海道の苫小牧市、同じく北海道の美幌町、神奈川県川崎市、兵庫県の北本市、長崎市、埼玉県の坂戸市などがあります。このことをどのように研究して検討しましたかという質問に対しても答弁もありませんでしたし、残念でなりません。もっと研究すべきでありました。私たちはこの条件を成立しないということをどう捉えたらいいのかということでは、大きな理由の一つとして成立要件を設けることによって、投票に行かないように働きかけるボイコット運動が招かれやすい。住民投票に対する期待感を失いかねないということの一つがあります。またもう一点は、投票率の高低に係わらず投票結果は明らかにすべきであり、議長と町長は投票率を含めた投票結果全体を考慮して尊重義務を果たせばよいのではないかという理由でございます。住民投票の執行は町長でありますけれども、今回の提案者は議会の一部の会派です。これを成立しない場合は開票しないといったのは、その場合は住民の関心が低いのだと、町民に責任を押し付けるような趣旨の発言をしていました。

また、この事前に準備された議運の中では、次のような発言も行いました。先ほど同僚議員の質問の中にもありました、投票が成立しなかった場合は、3月時点の議会の結果が残るだけだといいました。しかし、その後行われた4月の町長選挙では、町民のしっかりとした総意を、その町民の総意を省みない無視する態度であります。そういう立場で条例を制定するのですか。以上いくつかの問題点を指摘しましたが、この時点での提案会派の条例制定には町民の皆様意見を反映して反対であります。以上です。

○議長（大岩 靖君）

次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより、発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例についてを、採決します。

○1番（山本辰見君）

議長、動議として同僚議員が戻って来るまで休憩させてください。

○議長（大岩 靖君）

賛同者の方挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

暫時休憩とします。

[休憩 午前11時30分]

[再開 午前11時31分]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、発議第5号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例についてを、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例について、この第3条では、「住民投票は町長が執行する」とこととされており、また、第4条に基づく「投票日の期日」は、令和元年12月1日から12月26日までの、町長が定める日となっております。

町長は速やかに住民投票の期日を定め、遅滞なく執行することを願います。

なお、同条例第15条では、「町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報を提供するものとする。」と規定し、また、同条第2項において、「町長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。」と規定しております。

町長は公職者として、町民に対して、中立性に十分留意した正確な情報提供に努めるよう、要請します。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

閉会にあたり、町長より御挨拶を願います。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

令和元年第4回美浜町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今臨時会に上程いたしました承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを始めとする全議案いずれにつきましても、慎重審議のうえ御承認いただいたことに御礼を申し上げます。

寒さが身にしむ今日このごろでございますが、議員の皆様におかれましても、お体を充分御自愛いただきますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて、令和元年 第4回美浜町議会 臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

[閉会 午前11時35分]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月5日

美浜町議会

議長 大岩 靖

議員 山本辰見

議員 中須賀 敬